



# 区役所以外の主な手続

令和6年4月更新

- ・代表的な項目について掲載しています。
- ・必要な手続は各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。

▲南区マスコットキャラクター みなっち

◎横浜市国民健康保険・国民年金以外の健康保険・年金に加入している方の住所変更の手続については、勤務先や日本年金機構(南区管轄は横浜南年金事務所【TEL】742-5511)にお問い合わせください。

◎手続の際に、住民票の写し、戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認のうえ、証明書を請求されるようにお願いします。

## ■手続が必要なもの

手続	手続の内容	問合せ先
運転免許証の住所変更	新住所を確認できる書類(住民票の写し等)が必要です。	南警察署 【TEL】742-0110
郵便物の転送	郵便局窓口にある「転居届(ハガキ)」に記入しポストに投函します。	最寄りの郵便局
パスポート(旅券)	婚姻等に伴い、本籍・氏名が変更になった場合は、申請が必要です。	パスポートセンター 【TEL】222-0022

## ■そのほかのお問い合わせ先

項目	問合せ先
公共料金 (電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話 (NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK受信契約	0120-151515(フリーダイヤル)
郵便貯金	最寄りの郵便局
簡易保険	郵便局の保険担当窓口
クレジットカード	クレジット会社
生命保険	各生命保険会社
不動産	地方法務局(南区は本局)
預貯金	預入金融機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
自動車	運輸支局(普通自動車、125cc超二輪車)、 軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社